会　議　結　果　報　告　書

会議の名称	令和８年度第３回　志木市介護保険運営協議会（全体会）
開催日時	令和８年10月28日（水）　１３時２７分　～　１５時３３分
開催場所	志木市総合福祉センター　４０２会議室
出席委員	渡辺　修一郎会長、西野　博喜委員、森下　冨士男委員、碇　俊美委員、 小日向　正男委員、岩波　正委員（計６人）
欠席委員	佐藤　陽委員、鎌田　昌和委員、中村　勝義委員、西川　留美加委員、 尾上　元彦委員、井ヶ田　輝美委員（計６人）
説明員	長寿応援課　増田主査・田島主査、 （株）サーベイリサーチセンター　横田様　（計３人）
議題	議　題 （１）第１０期介護保険事業計画素案について （２）第１０期計画期間における施設整備方針について
結果	（傍聴者０名）
事務局	福祉部中村修部長、長寿応援課　仲野昭子課長、 増田奈巳主査、一橋りさ主査、田島宗貴主査、大野弘道主査　（計６人）

審 議 内 容 の 記 録 （ 審 議 経 過 、 結 論 等 ）
１ 開会 ２ 議事 （１）第１０期介護保険事業計画素案について 事務局より（１）第１０期介護保険事業計画素案について説明後、質疑応答を行う。 議長：幾つか誤字・脱字について、指摘する。 ・６２ページの１行目、「高齢者同士」の「士」が志木市の「市」になっている。 ・６３ページの下から２行目、「認知症になっても」の「な」が抜けている。 ・６９ページの中ほど「重大なリスク要因となりますことから」は口語表現のため、「リスク要因となることから」等に修正した方がよい。 ・３１ページの 11 行目付近：「これらの取り組みを通じ」の「取り組み」は、４ページで使用している「取組」に表記を統一した方がよい。 委員：本資料の素案を基に印刷・製本を進めるということか。 事務局：指摘のあった誤字・脱字をすべて修正した上で、印刷・製本する予定である。 委員：細かな誤字・脱字を指摘する。 ・８ページ、表の中ほどで「Ⅲ」と「Ⅳ」が重なり、一部が消えている。 ・９ページ、表の修正箇所が薄い網かけになっているため、修正が必要である。また、下部の余白を活用し、表の拡大や行間の調整など、文字を見やすくする工夫ができないか検討してほしい。 ・１３ページ上から３行目、「要支援１（15.6%）」が２番目に多いとされているが、数値上は「要介護２（16.3%）」が２番目ではないか。 ・２７ページ、表の文字が見づらいため、行間を調整するなど、見やすくする工夫を検討してほしい。 ・６２ページ、「１００歳体操」の「１００」が数字になっている。 ・６３ページ、「高齢者のＱＯＬ」は日本語で分かりやすく表記してほしい。 ・６４ページの上から５行目、「高齢『者』向け住まい」、「者」が抜けている。 ・７０ページの下、「ＫＤＢ（国保データベース）」について、後半に日本語の説明があるが、初出箇所で説明を加えた方がよい。 ・７２ページの上、「ＱＯＬ」は６３ページと同様に日本語での説明を検討してほしい。また、「活動Ａ」「活動Ｃ」の内容が分かりにくく、説明が必要ではないか。さらに、「今後の方針」の文章は一文が長すぎるため、「目的を再確認し」の部分で文を区切るなど、読みやすく修正した方がよい。 ・７４ページの一番下、「小学校の余裕教室」とあるが、一般的な「空き教室」という表現の方が分かりやすいのではないか。同様の表記がある７８ページも確認してほしい。 ・１０５ページ、グラフの下の資料名の字が重なっており、行を下げるなどの修正が必要である。 ・１０６ページ上から３行目、「より分かりやすく周知していく必要があります」は、「必要で

す」とするなど、表現を修正した方がよい。
議長：委員の指摘に同意する。
「小学校の余裕教室」という表現は、ほかの文書でも使用されているのか。一般的に使用されているのであれば、そのままでもよいのではないか。
事務局：学校では「空き教室」という表現はあまり使用せず、さまざまな活用方法があることから「余裕教室」という表現を使用している。
委員：了承した。
また、３２ページの基本目標２の下にある「地域包括ケアシステムの深化・推進を進める」は、「推進を図る」に修正した方がよい。
議長：公文書であるため、表現に関する指摘は重要である。
また、「ＱＯＬ」は「生活の質」という意味で一般的に使用されている面もあるが、「ＫＤＢ」などの略語やカタカナ表現も含め、表記の統一や日本語への置き換えをどのように扱うか、事務局の考えを確認したい。
事務局：冊子の巻末に用語集を設け、ＱＯＬも掲載する予定である。ただし、巻末まで確認するとは限らないため、本文中でも括弧書きで意味を補足するなど、分かりやすい表記を検討したい。
議長：ＫＤＢと同様に、ＱＯＬも初出箇所で「生活の質」と括弧書きで補足する方法がよいのではないか。
事務局：その方向で検討したい。また、「サービス・活動Ａ」「サービス・活動Ｃ」は介護保険で使用する用語だが、一般の方には分かりにくいため、内容が理解できるよう説明を加えたい。
委員：冊子を誰が読むことを想定しているかが重要である。特定の人だけが理解できる資料ではなく、せっかく作成するのであれば、一般市民を含め、誰が読んでも理解できる分かりやすい内容にすべきではないかと思う。
委員：専門用語を分かりやすい言葉に置き換えすぎると、本来の意味や定義が曖昧になる可能性がある。ＱＯＬのように専門分野で定着している用語もあるため、誰を対象とした冊子なのかを踏まえ、表現を検討する必要がある。
事務局：承知した。
委員：知人の新聞記者は、若い頃に「カタカナ語を使わず、高校生にも理解できる文章を書くように」と指導されたとのことである。これを参考に、学術用語や行政特有の専門用語はできるだけ避け、意味が伝わる分かりやすい言葉で表現した方がよいのではないかと思う。
議長：ほかに意見はないか。
委員：一般市民の立場からすると、現状として、希望すれば介護施設に入所できる状況なのか知りたいと思う。また、介護職員の賃金水準や人手不足の問題が本市ではどのような状況にあるのかが分かりにくい。地域でも施設への入所待ちなどについて質問を受けることがあるため、介護施設の利用状況や介護人材の確保に関する現状を知りたい。
事務局：特別養護老人ホームの平均入所期間は５年程度であり、入所は申込順ではなく、入所判定委員会で介護度や必要性を判断し、重度の方を優先する仕組みとなっている。また、緊急の入所やショートステイに対応できるよう一定の空床を確保しており、どの施設も満床で入所できないという状況ではない。
実態としては、各施設で、緊急時の受入れに備えて一定の空床を確保しており、通常の運営

に支障はないと聞いている。

また、認知症グループホームについては、昨年までは空床が目立っていたが、現在はほぼ満床で、待機者は発生していない。介護付有料老人ホームは、一昨年に市内で約 200 床が整備され、柏町にも約 70 床の施設が建設されていることから、十分な空きがある状況である。

一方、課題となっているのは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと訪問介護のヘルパー不足である。ケアマネジャーは１人当たり 35 人程度の担当が目安といわれているが、介護認定者の増加に対して人材が増えておらず、本市のケアマネジャーの人数も余裕がなくなってきている。

また、訪問介護では新たな担い手が少なく、70 代のヘルパーも従事している。今後、在宅介護の需要が増加する一方で、ヘルパーの確保がさらに困難になることが懸念される。訪問介護は要支援と要介護で報酬単価が異なるため、要介護者へのサービス提供が優先され、要支援者など軽度の方がサービスを受けにくくなる恐れがある。軽度の段階で適切な支援を受けられなければ、介護度の重度化につながるおそれがある。

訪問介護事業所の指定は県が行うため、市が直接訪問介護事業所を整備することはできないが、訪問サービスも提供できる小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、市が公募を行うことができるため、整備を進めていきたい。

なお、第 10 期計画から、新たに介護職員の資格取得支援事業を開始する。初任者研修などの資格取得費用の一部を市が補助することで、市内で働くヘルパーの確保を促進し、将来的な人材不足を防ぐ取組を進めていきたい。

委員：承知した。介護施設の整備が進んでも、そこで働く人材が不足していれば、計画の実効性が確保できない。そのような介護人材の確保に関する現状や課題が見えなければ、計画の意義も分かりにくい。国や県の施策との関係もあるが、市としても人材確保に一層力を入れ、計画と現場の実態が合致するよう取り組む必要があるのではないか。

議長：介護人材不足の深刻さについては、５７ページ付近の記述でもう少し強調した方がよいのではないか。地域によっては、７０代の要介護者を８０代のヘルパーが支える状況もある。高齢者の就労的活動や介護人材の確保という観点からも、初任者研修などの資格取得費用を市が補助することは、非常によい取組である。

いかがか。

委員：ヘルパー等の外国人への取組は、志木では課題にあがっていないか。

事務局：現時点では大きな問題にはなっていないと思っているが、今後は増加すると見込まれる。現在のところ、具体的な対策は講じていない。

委員：外国人介護従事者に対する生活面の支援や資格取得支援などについて、市が積極的に取り組むことで、助かる介護施設もあると思う。

議長：東京都では、外国人の高齢化が進み、必要な介護サービスを十分に利用できないことが課題となっている。本市では比較的若い外国人が多いと思われるが、将来的には同様の課題が生じる恐れがある。

また、素案の完成及びパブリックコメントの実施時期はいつ頃か。

事務局：パブリックコメントは、１２月１日から翌年１月４日までの実施を予定している。

議長：パブリックコメントまで約１か月で素案を完成させる必要がある。本日の意見に加え、今後気づいた点についても、メール等で各委員から意見をいただき、共有する形で進めてはどう

か。
事務局：承知した。
議長：意見の提出期限はいつ頃がよいか。残り１か月程度であるため、１～２週間以内が適当ではないか。
事務局：１１月の第１週頃を期限として設定し、改めて連絡する。
議長：素案への意見は市役所に提出していただき、委員間で内容を確認・共有した上で、事務局が計画への反映を検討する形で進めたい。
委員：成年後見制度については、本市が長年、市民後見に力を入れているものの、実際の活用が進んでいない。また、後見人制度による医療同意の問題は大きく、法曹関係者と医療関係者との連携を深め、具体的に話し合いをして方向性を示してほしい。
　さらに、本人の意思を尊重する観点からも、ＡＣＰとの連携を計画に盛り込めないか。成年後見制度の利用が進まない背景には、法曹関係者など専門職との考え方の違いや連携上の課題もあると感じており、こうした課題への対応を計画に反映できないか。
事務局：計画は施策の基本的な方向性や取組を示すものであり、個別の運用方法まで具体的に記載することは難しい。
　成年後見制度については、市民後見人の養成が進んだが、実際に活動する機会が少ないことが大きな課題である。具体的な活用方法については、市民後見人の意見も踏まえ、担当課である共生社会推進課や利用促進に関する審議会等で検討していく内容になると考えている。
委員：運用は計画とは別か。
事務局：運用面の細かい部分は、それぞれの会議の中で調整していくこととなる。
委員：計画に記載できればよいと思っていたが、計画に記載する内容と実際の運用に関する内容には区分があることは理解した。
事務局：９５ページに医療・介護連携、９６ページにＡＣＰに関する取組を記載している。医療・介護の専門職が参加する研修では、成年後見制度についても既にテーマとして実施しており、計画にはこうした取組の概要を記載している。
委員：その点について、計画に記載されていることを確認した。
事務局：現場においても、こうした課題を意識している。
委員：特に法曹関係者などの専門職との連携が十分に取れていないことが課題であると感じている。具体的な解決の方向性を示してほしい。
議長：成年後見人が医療行為への同意に直接関与することは、現行制度上、難しい状況にある。
委員：方法的にはどうか。
議長：ドイツなどでは後見人による医療同意が認められているが、国の制度に関わる問題でもある。しかし、現実に困っている方も非常に多いため、利用者の立場を踏まえた取組を進める必要がある。
委員：利用者の立場に立つと、これは大きな課題である。今後、別の形で検討していきたい。
議長：関係者において引き続き対応をお願いしたい。
　また、計画の進捗状況を適切に評価するためには、各項目の評価指標についても、事務局で検討していくことが重要である。

（２）第１０期計画期間における施設整備方針について

事務局より（２）第１０期計画期間における施設整備方針について説明後、質疑応答を行う。

委員：資料・サービス事業所一覧の３ページ目の上か２つ目のグループの施設サービスで１、２、３、４とあるが、「特別養護老人ホーム志木瑞穂の森」の「森」の表記は間違いないか。
事務局：相違ない。
委員：了承した。
委員：公募への応募がない理由は何か。また、現場の実情を知らないまま会議に参加しているため、年に１回程度、希望者が現場を見学し、理解を深める機会があれば参加したい。
事務局：定期巡回、小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設については、約 10 年間公募を続けている。

定期巡回は、24 時間対応のための人員やオペレーターの配置が必要であり、単独での事業運営は難しい。特別養護老人ホームなど、既に 24 時間体制を整えている施設が事業を拡大する形でなければ、参入が難しい状況である。

小規模多機能型居宅介護は、事業者からの打診はあるものの、土地の確保や公募時期などの条件が合わず、運悪く実現に至っていない。

介護老人保健施設は、一般的に 100 床程度の規模であるため、広い土地が必要である。しかし、本市は災害イエローゾーンに該当する土地が多く、医療機器を多く備える施設の特性上、建設可能な土地が限られている。過去にも、立地条件から介護老人保健施設ではなく特別養護老人ホームの整備となった。

ただ、現場ではリハビリ不足の意見があるため、在宅生活を支えるためにも、必要なときにリハビリを受けられる環境の整備が重要であるため、今後も公募を続けていきたい。
事務局：見学会については、本協議会の委員に特別養護老人ホームの理事長もいるため、相談の上、実施を検討したい。見学を希望する施設やサービスはあるか。
委員：ブロンさんでは、全てサービスを実施しているのではないか。
事務局：時期をみて相談し、結果を報告したい。
議長：新たに整備される特別養護老人ホームに、将来的に定期巡回サービスを実施してもらえないかという相談はしていないのか。
事務局：地元の事業者ではなく、ヘルパーの確保が難しいことから、現時点では実施を約束できないとの回答を受けている。
議長：特別養護老人ホームの入所待機者は、介護付有料老人ホームに入居していると考えられるが、空室があるのは費用負担が大きいことも要因ではないか。また、高齢者向け住宅は経営が難しく、所属する大学でも子会社を持っていたが、経営上の理由から民間に売却した経緯がある。

３ その他

事務局：介護保険事業計画素案は、１２月１日から来年１月４日までパブリックコメントを行う。パブリックコメントで出た質問及び回答については、次回協議会で説明する。

また、次期介護保険料は、現在国で審議中、１２月中旬から下旬に資料が出る見込みである

ものの、具体的な日付は決まっていない。

なお、次回協議会は、１月２０日（水）もしくは２２日（金）の午後のいずれかでの開催を予定しており、決まり次第、速やかに各委員へ連絡する。介護保険料も、介護保険事業計画案に追記し、次回の協議会で説明できればと考える。

4 閉会